

指定更新Q & A

番号	質問	回答
1	指定有効期限はどのようになっているか。	指定日から6年間は、指定の効力の有効期間となります。
2	指定有効期限はどこで確認できるか。	指定通知書に「指定有効期間」が記載されていますので、そちらで確認することができます。
3	指定有効期間内に指定更新手続きをしなかった場合はどうなるか。	介護保険事業所としての効力を失うこととなります。そのため、保険給付が受けられなくなってしまう、事業所の運営に大きな支障をきたすこととなります。本市としても、各事業所に対し事前に更新案内をおこなう等、確実に手続きがおこなわれるよう注視いたしますが、各法人・事業所においても、更新期限を正確に把握し、確実に手続きができるよう準備をお願いします。
4	審査手数料はかかるのか。	新規・更新指定いずれも審査手数料はかかりません。
5	他市の利用者がある場合、指定更新手続きは向日市のみ提出すればよいのか。	居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業については、各保険者ごとに指定更新が必要となります。向日市でまとめて指定を受けることはできませんので、それぞれの保険者に確認の上、必ず指定更新手続きをおこなうようにしてください。

番号	質問	回答
6	提出書類等はどこを確認すればよいか。	<p>各サービス種別ごとに向日市のホームページに掲載しておりますので、以下のリンクをご確認ください。</p> <p>居宅介護支援及び地域密着型サービス https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/soshiki/biminnsabisubu/3/1/jigyousya/1523005371761.html</p> <p>介護予防日常生活総合事業 https://www.city.muko.kyoto.jp/kurashi/soshiki/biminnsabisubu/3/1/jigyousya/1496743551750.html</p>
7	法人で複数の事業所を運営しており、同一の受付期間に指定更新申請をおこなう事業所が複数ある。この場合、登記事項証明や誓約書等は、それぞれに原本が必要か。	<p>更新の申請は事業所ごとであるため、原則として書類をそれぞれに用意いただく必要がありますが、左記のようなケースであれば、すべてを原本で提出いただく必要はなく、原本1部+コピー（事業所分）を提出いただければ問題ありません。ただし、コピーした書類の右肩余白に、原本を添付した事業所名・事業所番号を記入してください。</p>
8	指定更新申請書を提出した後、変更が生じた場合どうすればよいか。	<p>個別に対応いたしますので、本市の更新手続き担当職員へご相談ください。</p>
9	指定更新時に変更届を提出していない事項が発覚した場合、どのように対応したら良いか。	<p>個別に対応いたしますので、本市の更新手続き担当職員へご相談ください。変更内容によっては、経緯等説明を求める理由書を提出いただく場合があります。</p>
10	現在休止中だが、指定更新手続きは可能か。	<p>休止中の事業所は、介護保険法第70条第2項等に規定する指定に関する基準を満たしていませんので、指定更新を受けることができません。したがって、指定の有効期間の満了を持って指定の効力を失うこととなります。また、有効期間満了までに事業を廃止する場合は、別途廃止届を提出してください。</p>

指定更新Q & A

番号	質問	回答
11	職員の資格者証に旧姓が記載されている場合、そのまま提出して問題はないか。	資格取得後に改姓している場合は、該当者が確認できるよう余白に新氏名を記載してください。
12	現在、人員基準を満たすことができず、減算体制で事業を継続している。この場合指定更新を受けることができるか。	減算体制であるか否かにかかわらず、指定・運営基準を満たすことができないと見込まれる場合は、指定の更新を受けることはできません。直ちに基準を満たすよう是正が必要です。
13	提出書類は必ず手書きである必要があるか。	手書きである必要はありませんが、鉛筆・シャープペンシル・消えるボールペン等の消すことができる筆記具で記載されている場合、受付ができません。
14	書類に不備があった場合、再度提出が必要か。	こちらで不備を発見した場合、差し替え対応いたします。申請書に記載されたメールアドレス宛にご連絡いたしますので、速やかにご対応をお願いします。 ※メールアドレスの記載がない場合は、お電話にてご連絡いたしますので、郵送にてご対応ください。
15	申請書が受理された時点で、指定更新が成されると理解してよいか。	あくまで申請書類の到着確認であるため、申請書の控えの押印を持って指定更新を確約されたわけではありません。受理後の正式な審査をおこない、内容の確認や書類の訂正等を依頼する場合がありますので、速やかにご対応をお願いします。審査の結果、基準を満たしていないことが確認された場合は、指定更新されないことがあります。

番号	質問	回答
16	勤務形態一覧表はいつの分を提出すればよいか。	更新申請を提出する月の前月分の実績を反映させた勤務形態一覧表を提出してください。 ※例：令和7年3月31日有効期限で、令和7年1月中に更新申請をおこなう場合、令和6年12月の実績を反映させた勤務形態一覧表を提出。
17	介護予防デイサービス（総合事業）の指定を受けているが、複数単位でサービスを実施している場合、勤務形態一覧表はまとめて記載して良いか。	指定を受けているサービス単位ごとに勤務形態一覧表が必要であるため、それぞれの単位ごとに勤務形態一覧表を作成してください。また、兼務者はそれぞれの勤務時間を記載いただき、それぞれの勤務形態一覧表に記載した勤務時間の合計が、一日の勤務時間を上回らないよう注意してください。 ※例：1日8時間勤務している場合 <input type="checkbox"/> 1単位目で8時間、2単位目で8時間の計16時間の勤務 ← × <input type="checkbox"/> 1単位目で4時間、2単位目で4時間の計8時間の勤務 ← ○
18	付表に記載する従業者の職種・員数は勤務形態一覧表と一致する必要があるか。	お見込みのとおり。
19	付表に記載する合計面積は平面図のとおり記載すれば良いか。	お見込みのとおり。ただし、他の自治体から有効面積で記載するよう指導を受けた事業所については、平面図に有効面積を記載し、付表にも同様に有効面積を記載してください。
20	経歴書については、これまでの前職歴すべてを記載するのか。特定の役職についての経歴のみ記載するのか。	前職歴のうち、保健、医療、福祉分野（看護師、ヘルパー等）に係る部分をすべて記載してください。

指定更新Q & A

番号	質問	回答
21	必要書類に重要事項説明書がないが、別途提出が必要か。	提出いただく必要はございませんが、提出を妨げるものではありません。なお、運営規程と重要事項説明書の内容は必ず一致している必要がございますので、運営規程を改訂する際に併せて修正をお願いします。